

た汚職事件は当委員会でも糾明をいたしましたことに恐縮に存しております。関係者はそれより長官の手元におかれまして適切な処分をお願いしたのであります。当委員会でも事後に御報告をしましたように、全面的な監察を陸と海それよりの幕僚監部で、これは教育訓練、そうした面を広く取入れまして、単に調達あるいは物品の経理というようなことだけではなく行いまして、全体の規律を振るふことに努めて、成績を取め得たと感じております。その後、従いましてそうした不正事件といふものは大いに減少をいたしておりますのであります。まことに遺憾ながら絶無といふわけに参りません。新聞等で御承知のような事件が若干出でておるのであります。こうした点は努力をさらに続けまして、一層規律の振る舞をはかりまして、こうした不法不当事項の絶無になりますように一層各幕僚長等においても努力を続けておるところでございます。

○平井委員 大体わかりました。中

村委員がいろいろ質問をされるのも、防衛省に汚職事件が起らぬよう御心配をして質問をされておると思うのでありますから、再びこの委員会で防衛省の汚職事件などを追究されないようお願いをいたします。これで私の関連質問を終ります。

○稻村委員 選政信君。

○辻(政)委員 竹島におきまして十一月二十一日の朝、海上保安庁の巡視船へくらが撃たれたという記事を新聞で見ましたが、このことについて山口海上保安庁長官からまずその状況を簡単にお説明願います。

○山口説明員 竹島につきましては、

すでに御承知のように、今お示しの十一月二十一日より前におきまして、八時五十八分ころ竹島の南西方十二海里の地点に到着いたしました際、船はそこで二つにわかれまして、南北両側より約三・二五海里程度に達しましたときに、突然五発の砲撃を受けまして、砲弾はいずれも船から約一海里離れた海上に落としたため、被害は別段なしき者が認められた。またその東側の無線柱には韓国旗が掲げられておつたのを認めました。さような状況でございます。

○辻(政)委員 今の問題を木村保安庁

の中央部分に無線柱が立つておりまして、その付近に十四、五名の警備員らして攻撃を受けた場合には対処するのを当然であります。隠密に上つて来て、今海上保安庁から説明のありましたように、すでにさような施設をした場合どう処置するかということについては、これは研究を要する問題だろう。こう考えております。

○辻(政)委員 ただいまの説明を聞いておりますと、竹島が日本の領土であるかないかわからぬような感じを受けます。それは私どもの方でまだはつきりしています。

○木村国務大臣 武力によつて不法侵

略を受けたかどうか、これはちょっと

う状態において彼らが侵入して来たか。これは私どもの方でまだはつきり

調査をいたしておりません。従いまし

てこの問題の処理については国内法に基いてやるべきであるか。国内法といふことでも、自衛隊法を別にしてのこ

とであります。申すまでもなく自衛隊法七十六条におきましては、外部から

の不法武力に対する対応としては、わが国を防衛

するためには、内閣総理大臣は国会の承認を得てこれに対処することになつてあります。すなわちこのときには自衛隊が防衛出動することが得る。この場合に該当しないということは明瞭であります。もうすでに何らか隠密の手段によって彼らは上陸しておるのあります。前述の不当侵略には該当するういう場合に該当しないということは

しない。こう私は考えております。しかし、これをどう処置するかということについては、今後に残されておる問題であるうと考えております。すなわちこれを自衛隊法別にした国内法的の方法によつて処置する。もちろん自衛隊に属するいわゆる自衛権は、不當に攻撃を受けた場合には対処するのを当然であります。隠密に上つて来て、今海上保安庁から説明のありましたように、すでにさような施設をした場合どう処置するかということについては、これは研究を要する問題だろう。こう考えております。

○辻(政)委員 現実の事態は明らかに不當な力によつて侵されておるのであります。そうお認めになりませんか。

○木村国務大臣 これは先ほど申し上げたように、不當に侵入して来ておるところを見ると見なけれども見るところであります。

○大久保委員 今の点にちよつと関連としてお尋ねいたしますが、不當に侵入して来ておる、侵略とは認められない、そういたしますと、すでに隠密の間に上つて来ているということでありましたならば、これは不當入国と考えられます。それでありまするから、不當の、領土であります。疑ひないのであります。

○木村国務大臣 もとより竹島は日本

の領土であります。疑ひないのであります。

○木村国務大臣 領土であるといふことになりますか。

○木村国務大臣 木村長官の問題

かに相違しておると考えております。

○大久保委員 そういたしますと、この問題は木村防衛廳長官の問題であります。前回は山口海上保安庁長官の問題である。一体どちらの所管であるのか、どちらが正面立つてこの問題を解決されるのか、この点をお尋ねいたい。

○山口説明員 韓国が單に漁業のみならず、警備員を駐在させ、あるいは燈台を建てたり旗を掲げたりする、かよ

うなことになつて参りますと、そういうふうな既成事実をつくつて、韓国としては自分の領土権の主張を確保するため實力を使つておると見なればならないであります。さような現状におきまして、わが方としては同島に對する從来からの主張である日本の領土権を保全するためにはいろいろの手段を講じなければならないのであります。そこには、現在の段階におきましては、同島の帰属問題を平和裡に、円満に解決するためには、まずもつて現状の確認が前提条件であります。そのことにつきましては海上保安庁として隨時同島に巡視船を派遣しまして推移を確認し、でき得ることであれば、そこに不法なる施設も撤去するのが建前であります。それが、現在のこと、さような向うの出方が實力行使式にやつておりますので、結果的には事實の確認、それをお根拠といたしまして、現在ではあらゆる外交的な手段は、外務省としていろいろのくふうをしていただいてお

る段階であります。

○辻(政)委員 山口さんにお伺いしますが、あなたの方の二そうの巡視船が行かれるときに、すでに竹島には韓国の砲台があるという情報を知つて行かれましたかどうか。

○山口説明員 燈台らしきものがあるやに認めたのは、十月二日、本年度における十数回目の——ちょうど十一月二十一日のもう一つ前の警戒に行きました際に発見をいたしております。

その当時、「おき」「ながら」という二船が行きましたが、このときの調査では東方の尖端に新しくすぐつけられたと思われる砲台しきものがあるということが判明いたしました。

○辻(政)委員 そうしますと、砲台があるということ、危険があるということを予想されれば出さないはずであります。まる裸の巡視船が、相手が大砲を持つておるということころに出て行くときに、万ーのことを考へて防衛庁に連絡をして行かれたか、それともあなたが独断で出させたか、それを伺います。

○山口説明員 こちらとしては厳重にそのことを伝えて警戒せながら、危険を冒して突入するような指令はいたしておりませんが、さような危険があることは百も承知の上で十分気をつけ調査をして来いということを語つてあります。

○辻(政)委員 その際、出発の前にあなたが木村長官にこういう状況で行くということを聞いておる。

○山口説明員 竹島の状況につきましては、その都度善後策についても防衛

○辻(政)委員 木村長官にお伺いしま

すが、その際に相手が大砲を持つておるかも知れぬということをおもやをやるかも知れぬところに山口保安庁長官のまる裸の巡視船を

偵察に出して、軍艦で、大砲を持つて自衛力を持つたフリゲートを、横須賀の港につないでおいて出さないという理由を承ります。

○木村國務大臣 山口長官の言われた事情に対しても私の方に対し、船を出すから、護衛を頼むというような連絡は私の手元には来ておりません。

○辻(政)委員 そういうことは言わな

くとも、あなたは危険に對して武力を持つた、武力を統率される人なん

だ。山口さんはまる裸なんですよ。まる裸の船を危険なところにやるとい

うです。

○木村國務大臣 私はその当時はまだ大砲がすえつけられておるとか何とかいうことは聞き及んでおりません。ど

ういう状況にあるかわかつておりません。従いまして、海上保安庁の方からおそらく私の方へ向つて、いわゆる護衛を依頼するようなことはなかつたのだ、こう考えます。

○辻(政)委員 今、山口長官の御答弁

なんか。

○木村國務大臣 どういう状況になつておりますか。

○木村國務大臣 あります。しかしその当時ににおいてはさような判断すべき資料はございません。従いましてわれくとしてはフ

リゲートを出動させなかつたのであり

ます。

○辻(政)委員 それではあなたは砲弾

によつて日本の公船が撃たれたとい

う事実を御認識になつておりますか。

○木村國務大臣 事実を御承認の通りこ

れは韓国が撃たれたといつたのです。

○木村國務大臣 あなたは危険に對して武力を

持つた、武力を統率される人なん

だ。山口さんはまる裸なんですよ。まる裸の船を危険なところにやるとい

うです。

○木村國務大臣 私はその当時はまだ大砲がすえつけられておるとか何とかいうことは聞き及んでおりません。ど

ういう状況にあるかわかつておりませ

ん。従いまして、海上保安庁の方からおそらく私の方へ向つて、いわゆる護衛を依頼するようなことはなかつたのだ、こう考えます。

○木村國務大臣 今、山口長官の御答弁

で、アーリカにその協力なりないしはつきり書いてあります。そうすると、今まで現実の事態は外部からの武力攻撃にさらされておる。これを解決するた

めにこの安保条約の第一条を適用され

やるという御趣旨であります。すでに侵されておる現実の事態をいつまで黙つて見ておかれるのですか。

○木村國務大臣 ただいま外交交渉にてます。しかし、その当時ににおいてはさような判断すべき資料はございません。従いましてわれくとしておら

ます。

○木村國務大臣 日本の政府は、国際裁

判に訴えて黑白をきめようとしたしま

したが、御承認の通りこ

れは韓国が拒否にあつて不可能となつております。

○木村國務大臣 そのは日本が侵犯された

かどうかというはつきりした判断の根拠にしなければならぬのですが、最近の機会において防衛省自体がそれを確

認されるという御用意はありますか。

○木村國務大臣 たまいまのところでも、国会に對して防衛出動を要求する手続をとつて国会に要

がさないのか。手続をとつて国会に要

求されるかされぬか。

○木村國務大臣 たまいまのところでも、国会に對して防衛出動を要求する意思はありません。まず外交交渉によつて問題を解決したいと考えております。

○木村國務大臣 は、国会に對して防衛出動を要求する意思はありません。まず外交交渉によつて問題を解決したいと考えております。

○木村國務大臣 長官は、直接侵略に對して日本を守る自衛隊の最高責任者である。それが竹島の現状をみずから視察をするか、少くとも有力なる責任ある幕僚をもつて確認なさるべきであります。この手段をおとりになるかどうか

書いてあります。そうしますと、今日前に起つておる竹島問題はその直接侵略の対象とお考えになりませんか。

○木村國務大臣 現在は自衛隊法によつて、現実の武力攻撃があつた場合に、日本の國を防衛する必要ありと認められた場合においては、内閣総理大臣が

接に防衛する必要があるかどうかといふことの判断をしなければならぬであります。今後外部からの不当侵略があつて、日本の國を直接に防衛する必

要が差迫つたという場合においては、そういうことをやらないで——明らか